
プロジェクト **ASAF 対応**

項目 **共通支配下の企業結合**

本資料の目的

1. 本資料は、2015 年 3 月の ASAF 会議で予定されている共通支配下の企業結合に関する議論について、資料と発言案をまとめたものである。
2. ASAF 会議では、冒頭、以下について、各資料作成者から資料の説明がされた上で、その後、ASAF メンバーによる意見交換が行われることが予定されている。
 - (1) 国際会計基準審議会（IASB）スタッフ：共通支配下の企業結合に関する特定の種類の取引についての会計処理の提案
 - (2) カナダ会計基準審議会（AcSB）：共通支配下の企業結合のカナダの会計実務
3. 第 2 項 (1) の IASB の提案に関しては、以下において、今回の ASAF 会議のスタッフ・ペーパー（以下「IASB スタッフのペーパー」という。）を要約している。IASB スタッフのペーパーにおいては、共通支配下の企業結合に関して、次の点について提案が行われており、第 5 項から第 27 項において、それぞれについて概要を記載している。
 - (1) ASAF メンバーにプロジェクトについて、アップデートを提供する。
 - (2) 共通支配下の企業結合（BCUCC）の特定の種類に関して、IASB スタッフが検討している会計アプローチについて、ASAF メンバーからフィードバックを入手する。
 - (3) このような BCUCC に関して、IASB スタッフがさらに検討すべき論点を特定する。
4. 第 2 項 (2) のカナダの会計実務に関しては、以下において、今回の ASAF 会議のペーパー（以下「カナダのペーパー」という。）を要約している。カナダのペーパーにおいては、共通支配下の企業結合に関して、次の事項を要約しており、第 28 項から第 58 項において、それぞれについて概要を記載している。
 - (1) IFRS 上の BCUCC の会計についてのカナダの経験
 - (2) 関連当事者に関するカナダ会計基準の要求事項

(IASB スタッフのペーパーの概要)

リサーチ・プロジェクトのアップデート

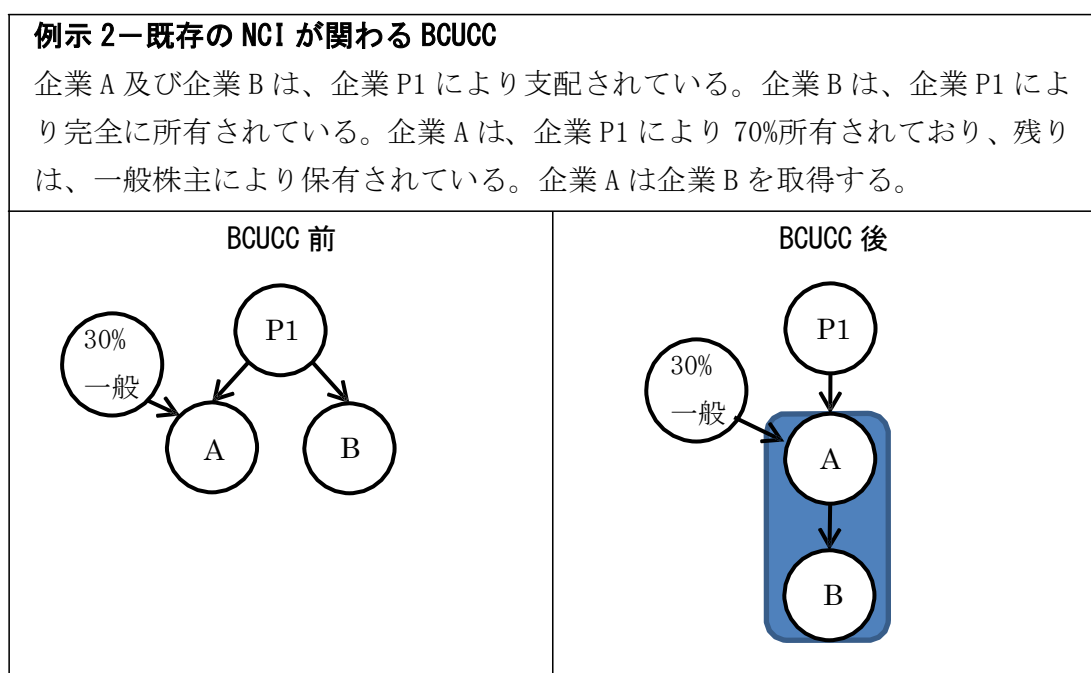
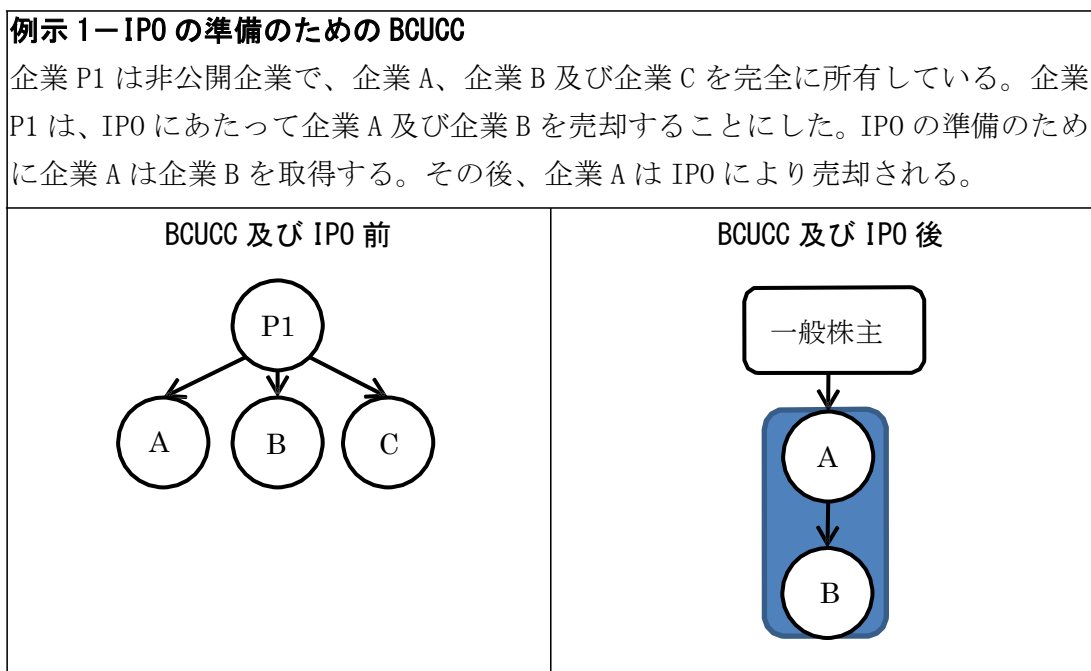
5. 2014年6月のASAF会議において、BCUCCのプロジェクトの範囲を議論した際には、大半のASAFメンバーから、プロジェクトの範囲を狭い範囲に限定すべきであり、最も一般的な適用上の論点（共通支配下の企業結合及びグループ・リストラクチャリング）に重点を置くべきであるとの見解を得た。
6. プロジェクトでは、取得企業の連結財務諸表の会計処理のみに対処すべきか、取得企業の個別財務諸表（又は取引の他の当事者の財務諸表）についても対応すべきかについては、ASAFメンバーの見解はさまざまであったほか、次の見解を有するASAFメンバーもいた。
 - (1) 第三者（例えば、新規又は既存の非支配持分（NCI））が関わる取引に重点を置くべきである。
 - (2) BCUCCの記載を明確化すべきである。
7. その後、2014年6月のIASB会議では、IASBは、ASAF会議において示された提案の方向性と整合的に、当該プロジェクトでは次の事項を検討すべきであると暫定的に決定された。
 - (1) 現在IFRS第3号の範囲から除外されているBCUCC
 - (2) グループ・リストラクチャリング
 - (3) 共通支配の意味を含むBCUCCの記述の明確化の必要性
8. このほか、IASBは、第三者が関わる又は第三者取引関連のBCUCC（例えば、株式公開（IPO）の準備のためのBCUCC）に焦点を当てて検討を進めることを暫定的に決定した。これは、証券規制当局から特に懸念が寄せられている分野である。
9. 2014年7月に、IASBスタッフは、主に前項の取引について、会計基準設定主体にアウトリーチを依頼した。その後、BCUCCの情報ニーズを理解するために、投資者とのアウトリーチを行ったほか、全ての論点を特定するとともに、関連する会計処理の代替案に関する予備的見解を入手するために、作成者、監査法人及び会計基準設定主体にアウトリーチを拡大した。
10. IASBスタッフは2015年の第2四半期において、IASBにアウトリーチの結果と会計処理の代替案を示すことを予定している。

範 囲

11. 優先順位づけの観点から、IASB スタッフは、まず、第三者 持分投資者が関わる（又は第三者持分投資者取引に関連する）BCUCC に、焦点を当てて検討を行う。すなわち、このような BCUCC について、連結財務諸表上、公正価値と簿価引継ぎ法のいずれが適切かについてである。
12. 次に、IASB スタッフは、次の取引について検討することを予定している。
 - (1) 他の種類の利害関係を有する第三者（例えば、結合企業の負債投資者）が関わる BCUCC
 - (2) 企業結合の定義を満たさないグループ・リストラクチャリング（例えば、共通支配下の新しい企業への営業事業の移転）
13. この他、IASB スタッフは、連結財務諸表上の BCUCC 及びグループ・リストラクチャリングの会計処理の適用方法及び開示について検討する予定である。
14. 最後に、IASB スタッフは、次に関連する会計処理及び開示を検討する予定である。
 - (1) 取得者の個別財務諸表
 - (2) BCUCC 又はグループ・リストラクチャリングの他の当事者

IASB スタッフによる議論及び分析

15. IASB スタッフは、2 種類の第三者持分投資者が関わる（又は第三者持分投資者取引に関連する）BCUCC を特定した。
 - (1) 売却（IPO を通じた売却を含む）の準備のための完全所有の事業又は企業の結合（例示 1）
 - (2) 取得者の既存の NCI が関わる結合（例示 2）



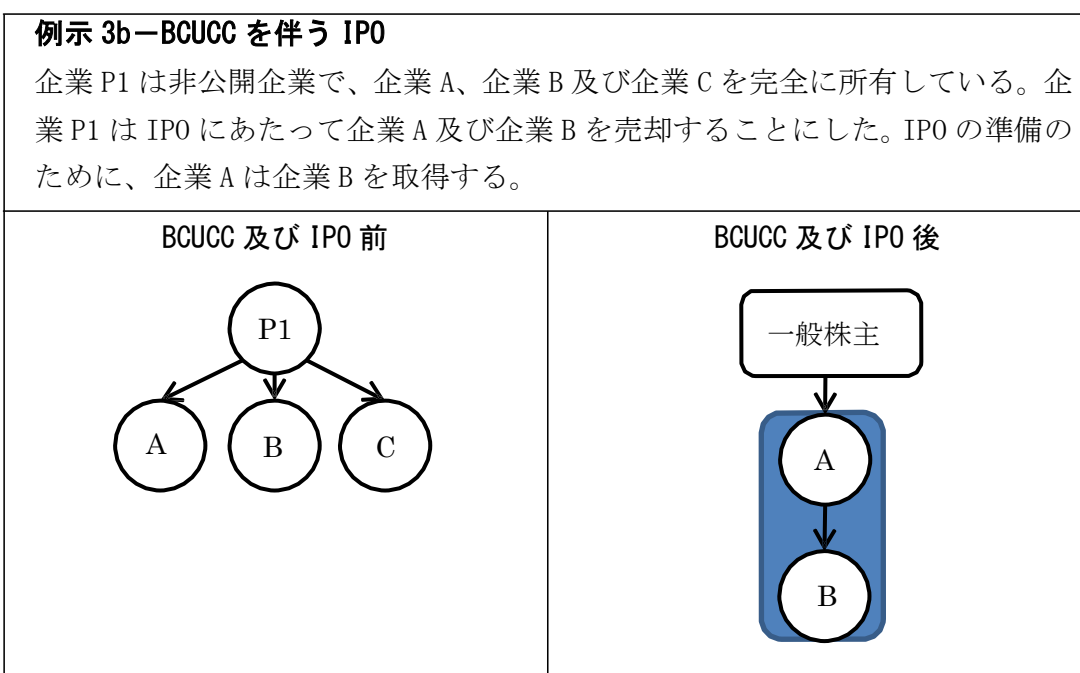
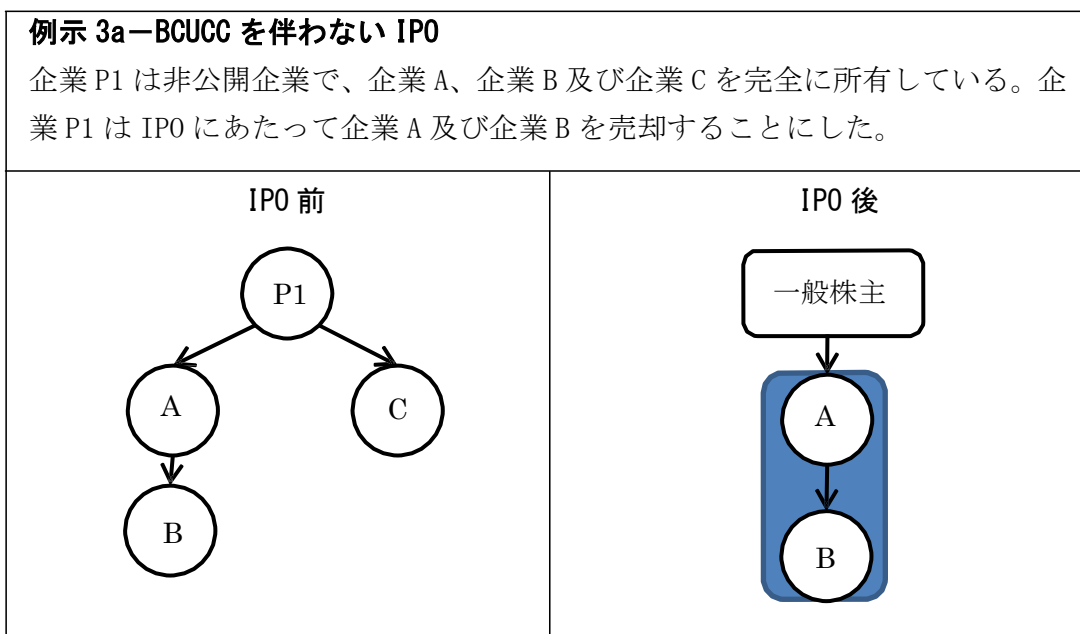
IPO の準備のための BCUC¹

16. IASB スタッフは、以下の 2 つの取引に経済的実態の相違はないと考える。

- (1) IPO の準備のための BCUC を伴わない、IPO にあたっての既存の事業の売却(例示 3a)。

¹ 本ペーパーのこのセクションは IPO に重点を置いているが、非公開の売却であっても分析内容は同様であると考えている。

(2) IPO の準備のために共通支配下の既存の事業の結合を行った上で、IPO にあたっての結合事業の売却 (例示 3b)。



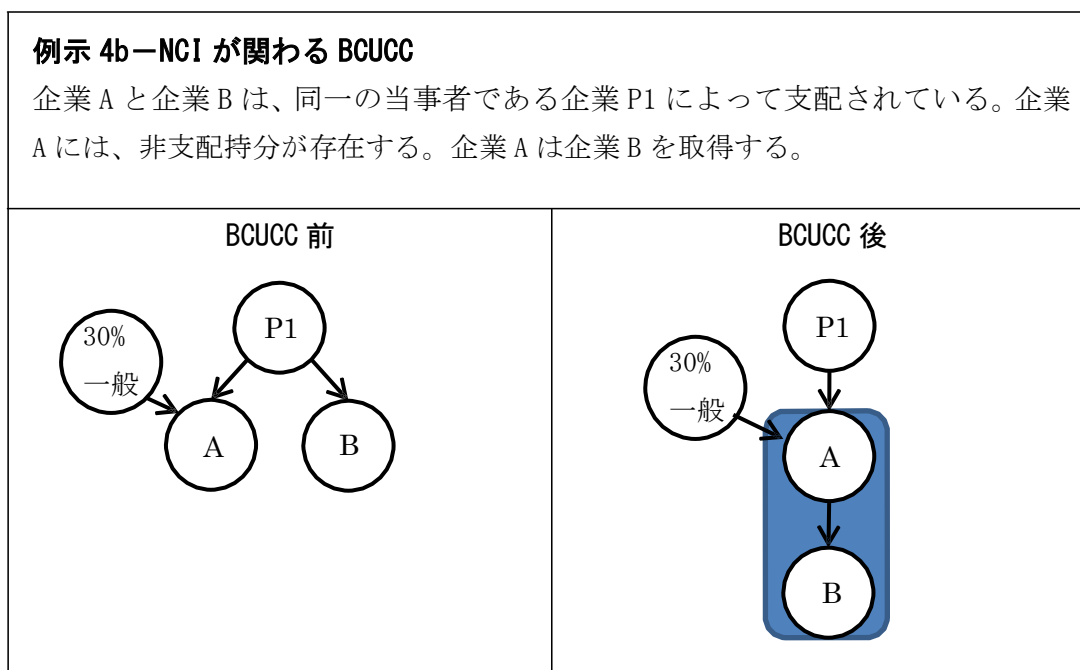
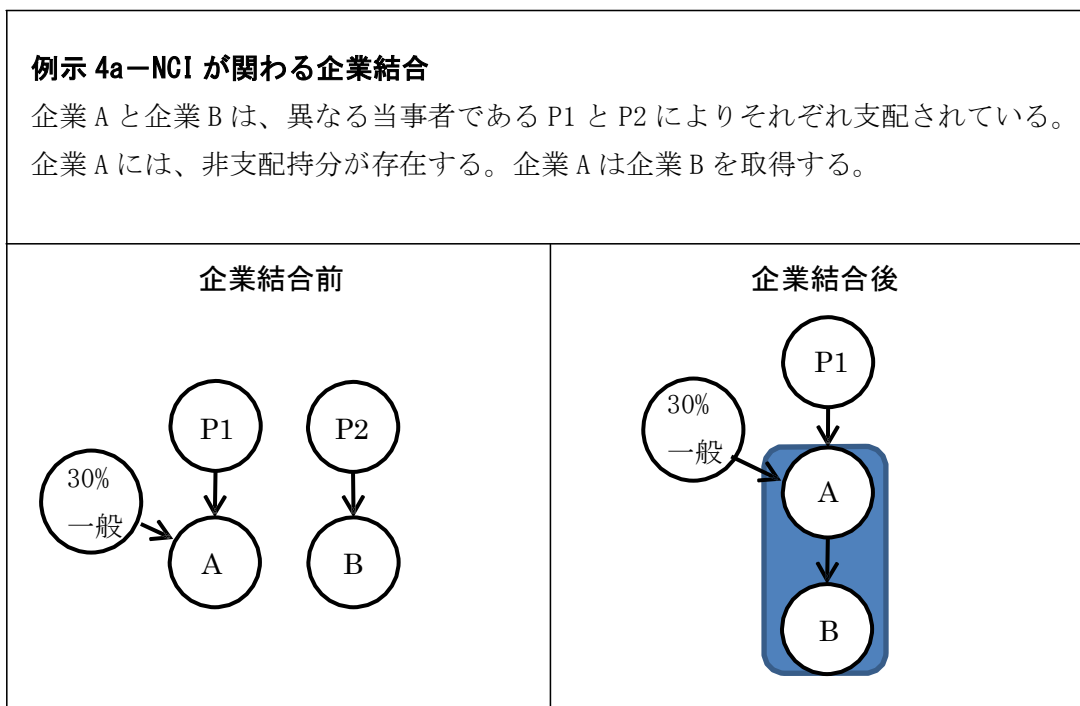
17. これは、両方のケースにおいて、第三者持分投資者が既存の事業 (例示 3a 及び 3b の企業 A 及び B) の持分を新規に獲得しているからであり、いずれも、以前、グループの支配当事者 (例示 3a 及び 3b の企業 P1) により完全に所有されていたからである。

18. したがって、IASB スタッフは、IPO の準備のために BCUCC を伴うかどうかに関わらず、IPO に関連して提供される IFRS の財務諸表は一貫した基準 (consistent basis) により作成されるべきであると考えます。特に、一貫した基準は次の両方に提供されるべきである。
- (1) IPO を伴うシナリオにおいて、IPO にあたって売却される全ての資産及び負債
 - (2) (複数の) IPO にわたって
19. IPO の準備のために BCUCC が伴わない場合には、売却される資産及び負債の帳簿価額を公正価値に評価替えする IFRS の基準はない。その代わりに、資産及び負債には帳簿価額が反映されることになる²。IPO の準備のために BCUCC を伴うかどうかに関わらず、IPO にあたって売却される資産及び負債に一貫した会計処理を行う場合には、IPO 準備のための BCUCC について簿価引継ぎ法が適用されることになる。
20. IASB スタッフは、IPO において公正価値情報も投資者にとって目的適合性がありうることに留意している。現時点での財務諸表利用者からのフィードバックでは、結論がでていない。IASB スタッフは引き続き財務諸表利用者とアウトリーチを行う予定である。

既存のNCIが関わるBCUCC

21. 取得者の既存の NCI が関わる BCUCC において、NCI は、BCUCC により影響を受ける (例示 4b)。議論となるのは、これが、取得者が第三者から事業を取得するシナリオと類似していることである (例示 4b)。両方のケースにおいて、NCI が保有する株式の資産及び負債は、企業結合の結果変動する。
22. 例示 4a では、企業 A は連結財務諸表上、企業 B の企業結合を会計処理するにあたって IFRS 第 3 号に規定されている取得法を適用する。
23. 経済実態としては、NCI の観点から、例示 4b の BCUCC は、例示 4a の企業結合と類似する。したがって、企業 A の連結財務諸表上、例示 4b の BCUCC に IFRS 第 3 号で規定している取得法を適用することによって比較可能性のある情報が提供されると考えられる。また、このような BCUCC に取得法を適用することによって、BCUCC において交換される価値について、より透明性のある情報が提供されることが考えられる。

² 初度適用企業は IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」を適用する。



24. しかし、このような BCUCC (IPO の準備のための BCUCC ではない) に対して IFRS 第 3 号を適用することは、次の欠点がある。

- (1) BCUCC においてのれん (割安購入益) を認識することは適切ではない可能性がある。これは、移転された対価が取得した事業の公正価値を表さない可能性があるためである。

(2) 異なる種類の BCUCC に対して異なる会計処理を適用した場合、以下のような結果が生じる可能性もある。

- ① 会計処理の複雑性が増す。
- ② これらの母集団を定義する必要性が生じる。
- ③ 望む会計処理の結果を達成することを目的として取引のストラクチャリング³が行われる機会が生じる。

25. IASB スタッフは、前項の議論はより説得力があり、したがって、第三者持分投資者が関わる（又は第三者持分投資者取引に関連する）全ての種類の BCUCC に対して簿価引継ぎ法を使用することを選好している。公正価値情報については、追加の情報を、開示において提供することが可能である。

要 約

26. IASB スタッフは、予備的分析を踏まえ、第三者持分投資者が関わる（第三者持分投資者取引に関連する）BCUCC に対してはすべて簿価引継ぎ法を使用することを支持する。ただし、この予備的見解は今後の調査及びアウトリーチ（特に財務諸表利用者との）によって変更される可能性がある。

27. IASB スタッフは、IASB スタッフのペーパーに記載されている予備的に関して、ASAF メンバーからのコメントを求めている。

³ 例えば、資産及び負債を公正価値に評価増すること及びのれんを認識することを目的として、グループ企業に重要性のない NCI を入れる。

(カナダのペーパーの概要)

AcSB スタッフのアウトリーチ活動の範囲

28. このペーパーを作成するにあたって、AcSB の IFRS ディスカッション・グループ (IDG) 及び AcSB のメンバーは、限定した範囲のアンケート調査を実施した。
29. また、このペーパーでは、2014 年 11 月に開催された AcSB の利用者アドバイザー協議会 (UAC) において示された見解についても考慮している。

背景

30. AcSB は、1995 年にセクション 3840 「関連当事者との取引」を発行するとともに、1995 年及び 1998 年に BCUCC に関連した追加のガイダンスを発行した。
31. カナダ基準では、IFRS と同様に、関連当事者のセクションを有するが、IFRS と異なり、「関連当事者との取引」では、測定及び開示のガイダンスを有している。

カナダの経験及びセクション 3840

イントロダクション

32. カナダでは、BCUCC は一般的で、アンケート調査の回答者の内、92%は、少なくとも年 1 回は BCUCC が行われていると回答している。
33. アンケート調査の回答者は、以下の項目について次の頻度で BCUCC を行っている。

	年に1回以上	年に1回	年に2回	なし	その他(まれ)
タックス・プランニング	69%	-	-	8%	23%
IPO	31%	8%	-	46%	15%
スピン・オフ取引 (IPOを伴わない)	38%	-	8%	46%	8%
その他 (会社再編等)	54%	15%	-	8%	23%

34. カナダでは、BCUCC は、グループの連結財務諸表に影響がない共通支配下の完全所有子会社間で行われることが一般的である。

カナダでのBCUCCの会計

35. カナダでは、IFRS 上の BCUCC の会計処理として、簿価引継ぎ法が最も一般的であ

る。

36. BCUCC の会計処理として、アンケート調査の回答者の内、61%が簿価引継ぎ法が最も一般的であると回答しており、31%が取得法及び簿価引継ぎ法の両方が同程度で一般的であると回答したほか、8%のみが、取得法が最も一般的であると回答している。

関連当事者との取引の測定

37. セクション 3840 では、BCUCC の会計処理及び測定は、取引に関連する事実と状況によることが前提とされている。
38. セクション 3840 では、全ての関連当事者との取引は、取引の性質によって、帳簿価額又は交換金額により測定される。

交換金額による事業の移転

なぜ交換金額が有用なのか

39. UAC は、BCUCC を測定するにあたって、次の理由から、概ね公正価値の使用を支持している。
- (1) 取引の様々な利害関係者（例えば、NCI や負債保有者）に対して、取得した資産及び引き受けた負債の最新の価値を提供する。
 - (2) 証券アナリストは、主に、非関連当事者間で合意された価格に関心がある。

使用の頻度

40. 次の表では、取引別に、アンケート調査への回答者が BCUCC を取得法により会計処理した頻度を示している。

	年に1回以上	年に1回	年に2回	なし	その他 (まれ)
タックス・プランニング	17%	17%	-	41%	25%
IPO	14%	-	-	57%	29%
スピン・オフ取引 (IPOを伴わない)	-	-	-	67%	33%
その他 (会社再編等)	9%	-	-	64%	27%

セクション 3840 上の会計処理

41. セクション 3840 では、取引が次の全ての規準を満たす場合には、BCUCC は、交換価値で測定される。

- (1) 取引に、経済的実質がある（取引の結果、企業の将来キャッシュ・フローが著しく変動する場合）。
- (2) 取引の結果、所有持分に著しい変動がある。
- (3) 交換金額は独立した証拠に裏付けられている。

所有持分の著しい変動

42. （セクション 3840 では）BCUCC において、非関連当事者が資産の所有持分の 20% 以上を取得又は引き渡す（give up）場合に、所有持分の変動に経済的実質があるとみなされる。
43. 割合規準では、数値基準（bright-line）テストが用いられることとなると考えられるため、（IFRS において）新基準を開発する際には、質的な記載（例えば、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」で用いられている「重要」性基準）を用いることを提案する。

非関連の第三者又は非支配持分の関与

44. アンケートへの回答者の内、31%が、2年に1回以上、非関連の第三者又は非支配持分が関与する BCUCC が行われていると回答している。このほかの回答者は、IFRS 上、非関連の第三者又は非支配持分が関与する BCUCC が行われたことがない又はまれであると回答している。

交換金額を裏付ける独立した証拠

45. （セクション 3840 では）BCUCC を測定するために交換金額の使用を裏付けため、少なくとも次の証拠の内 1 つを有していることが求められる。
 - (1) 企業と関連のない適格な当事者による第三者の（independent）鑑定、評価又は同意
 - (2) 公開市場又は非規制市場における直近の比較相場価格
 - (3) 同じ取引での比較第三者取引価格（independent bids）
 - (4) 非関連当事者により実際に引き受けられた比較類似取引価格
46. カナダの経験では、取引が前項(2)から(4)の証拠により裏付けられないことが多い。このような場合には、公正価値又は交換金額を裏付けるには、企業は企業価値評価を行うことが要求されるため、ある程度のコストがかかっている可能性がある。

帳簿価額での事業の移転

帳簿価額は有用か

47. UAC メンバーの中には、BCUCC を会計処理するにあたって、簿価引継ぎ法又は帳簿価額の使用を支持する者もいる。これは、経済的実質に変動がないのであれば、評価増しが正当化されないという理由のほか、企業が、IPO の前に公募金額を引き上げるため、公正価値により資産を過大に表示するインセンティブを有する可能性に対して懸念を有するからである。
48. 他の UAC メンバーは、簿価引継ぎ法及び両企業が常に結合されていたかのように被取得企業の結果を取込むことに対して懸念を有している。特に、これらの UAC メンバーは、カーブ・アウト財務諸表(carve-out financial statements)についての困難さ及び有用性に対して懸念を有するほか、プロフェッショナルとしての判断を用いるにあたっての、「intellectually honest basis」の行使が困難であることに懸念を有しているためである。

使用の頻度

49. 次の表では、取引別に、アンケート調査への回答者が BCUCC を簿価引継ぎ法により会計処理した頻度を示している。

	年に1回以上	年に1回	年に2回	なし	その他(まれ)
タックス・プランニング	67%	-	-	25%	8%
IPO	57%	14%	-	-	29%
スピン・オフ取引(IPOを伴わない)	83%	-	-	-	17%
その他(会社再編等)	55%	9%	-	27%	9%

セクション 3840 上の会計処理

50. BCUCC において、第 41 項の要件を満たさない場合には、取得企業は取得した資産及び引き受けた負債を移転事業の貸借対照表の帳簿価額で計上するとともに、必要な場合には、非支配持分を認識する。この会計処理は、「持分の継続」と呼称されることが多い。
51. 取引の結果、移転事業の所有持分に重要な変動がないことを前提とすると、非支配持分の変動は資本取引として認識される。このガイダンスは、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」上の支配が変動しない非支配持分の変動を資本に計上する会計処理と整合している。
52. セクション 3840 上の「持分の継続」は、セクション 1625「資産及び負債の包括的な再評価」の例外を有する、IFRS の適用上の概念である簿価引継ぎ法と、相対的

に整合している。

53. セクション 1625 では、企業が資本持分の全て又は実質上全てを取得した場合に、プッシュダウン会計を使用することを認めている。セクション 1625 (のプッシュダウン会計) では、投資の差異 (outside basis difference) 又は取得の差異を被取得事業の勘定に含めることを認めている。

財務諸表の表示

54. セクション 3840 では、BCUCC の財務諸表の表示の基礎を提供している。カナダの「持分の継続」では、企業の結合の結果について、取得企業による企業結合が完了していたかのように、被取得企業の収益、資産及び負債を計上する。これは次の前提があるためである。

- (1) 財務諸表利用者は、結合企業の比較情報に関心がある。
- (2) 取引が関連当事者間の取引であるため、結合企業の比較情報に取得企業 (のみ) の歴史的な情報を計上するのは誤解を招く。

なぜ歴史的な情報を取込むことが有用なのか

55. アンケートへの回答者の内 46%が、BCUCC を両企業が常に結合していたかのように被取得企業の情報を取り込む簿価引継ぎ法を用いて会計処理を行っている。しかし、回答者の内、15%は、上記の方法とともに、取引が発生した日から被取得企業の情報を取込む方法も同じく一般的であると回答している。
56. UAC の何名かメンバーは、公開企業が両方の企業が常に結合していたかのように被取得企業の情報を取込むことにより営業の長期の歴史 (的情報) を示すことを選好している。

カナダはガイダンスを必要としているか

57. アンケートへの回答者は、概ね、BCUCC のガイダンスを提供するための IASB による取組みを支持している。ほとんどの回答者は、BCUCC は「一般的でありガイダンスがないということは有り得ない」とコメントしており、ガイダンスによって実務上の不統一 (divergence) が軽減されることが望まれると回答している。UAC メンバーも BCUCC の会計処理の不統一及び開示の十分性に関して懸念を有している。
58. 複数のアンケートへの回答者は、IASB は BCUCC のプロジェクトの範囲を他の取引に拡大すべきであるという見解を有しており、IFRS 第 3 号 B18 項の新企業の形成と BCUCC を区別すべきであるという考えを示した。

ASAF メンバーに対する質問事項

59. ASAF 会議では、上記を踏まえ、質疑応答が行われるほか、次の点について議論がされることが予定されている。

(IASB スタッフのペーパー)

- (1) このペーパーで記載されている、全ての種類の第三者持分投資者が関わる（第三者持分投資者取引に関連する）BCUCC に対して簿価引継ぎ法を使用するとする予備的見解に対して何かコメントがあるか。
- (2) 第三者持分投資者が関わる（第三者持分投資者取引に関連する）BCUCC に対して、IFRS 第 3 号に規定されている取得法により会計処理されるべきか。もしそうであれば、理由はどのようなものか。
- (3) スタッフはこのような BCUCC に関する追加の論点を検討すべきか。

(カナダのペーパー)

- (4) ASAF メンバーは、各法域における経験を共有することが求められる。特に、各法域で、BCUCC において、どのくらいの頻度に関連当事者ではない第三者又は非支配持分が関与するか。

ASAF 会議における発言案

60. ASAF 会議において、主に IASB スタッフのペーパーについて、次の発言を行うことを予定している。

- (1) IASB スタッフから示されている個別の分析について、個々の結論としては大きな違和感はない。しかし、市場関係者から示されているニーズを踏まえると、今回のペーパーで示されているように限定的な取引に着目して検討を行うのではなく、誰の観点から取引を考えるべきかを明らかにしたうえで、連結財務諸表及び個別財務諸表の双方における BCUCC の取扱い全般について検討を行い、基礎となる考え方を明確化すべきではないか。
- (2) さらに、これまでの議論を踏まえると、事業の取得者のみならず、事業の譲渡者の会計処理についても同時に検討することが望ましいと考えられる。

以 上